

# 施設基準パーフェクトブック

2020年度版

訂 正 版

P.1596 ～ P.1604

手術の通則の5および6により掲示が求められている手術の区分

謹んでお詫び申し上げますとともに、ここに訂正いたします。

【手術の通則の5および6により揭示が求められる手術の区分】

1. 区分1に分類される手術		各区分に該当する手術一覧
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、機能的定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術及び脳神経手術（開頭して行うもの）
イ	黄斑下手術等	黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性）、眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移動術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術
ウ	鼓室形成手術等	鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術及び経迷路の内耳道開放術
エ	肺悪性腫瘍手術等	肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、膿胸胸膜、胸膜肺切除術（通常のものとは胸腔鏡下のもの）、胸膜外肺剥皮術、胸腔鏡下膿胸腔搔爬術、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、膿胸腔有茎大網充填術、胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術
2. 区分2に分類される手術		各区分に該当する手術一覧
ア	靭帯断裂形成手術等	靭帯断裂形成手術、関節鏡下靭帯断裂形成手術、靭帯的関節授動術、関節鏡下関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術
イ	水頭症手術等	水頭症手術、髄液シャント抜去術、脳血管内手術及び経皮的脳血管形成術
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	涙囊鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術及び上咽頭悪性腫瘍手術
エ	尿道形成手術等	尿道下裂形成手術、陰茎形成術、前立腺悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的な手術を除く。）
オ	角膜移植術	角膜移植術
カ	肝切除術等	肝切除術、腹腔鏡下肝切除術、臍体尾部腫瘍切除術、腹腔鏡下臍頭部腫瘍切除術、臍頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘術、胆管悪性腫瘍手術、肝門部胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	子宮付属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成術、陰壁悪性腫瘍手術、造陰術、陰閉鎖症術（拡張器利用によるものを除く。）、女子外性器悪性腫瘍手術及び子宮鏡下子宮内膜焼灼術
3. 区分3に分類される手術		各区分に該当する手術一覧
ア	上顎骨形成術等	顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成術、頬骨変形治療骨折矯正術及び顔面多発骨折靱帯的手術
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術及び口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）
エ	母指化手術等	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、神経血管柄植皮術（手・足）、母指化手術及び指移植手術
オ	内反足手術等	内反足手術及び先天性気管狭窄症手術
カ	食道切除再建術等	食道切除再建術、食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの、腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次的再建術、食道裂孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術
キ	同種死体腎移植術等	移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術
4. 区分4に分類される手術		各区分に該当する手術一覧
	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）等（省略）
5. その他に分類される手術		各区分に該当する手術一覧
ア	人工関節置換術	人工関節置換術
イ	乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対して行うもの）	先天性食道閉鎖症根治手術、胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術、胸腹裂孔ヘルニア手術、経皮的肺動脈交通・拡大術、単心室症又は三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）、大血管転位症手術、左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）、先天性胆道閉鎖症手術、肝切除術、鎖肛手術（仙骨会陰式及び腹会陰式並びに腹仙骨式）、仙尾部奇形腫手術、副腎悪性腫瘍手術及び腎（尿管）悪性腫瘍手術
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心臓を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術
オ	経皮的冠動脈形成術	(急性心筋梗塞に対するもの)
		(不安定狭心症に対するもの)
		(その他のもの)
	経皮的冠動脈粥腫切除術	経皮的冠動脈粥腫切除術
経皮的冠動脈ステント留置術	(急性心筋梗塞に対するもの)	
	(不安定狭心症に対するもの)	
	(その他のもの)	

## 《区分1～3及びその他区分ア、ウ～オの手術（通則5）》

K011 顔面神経麻痺形成手術					
1 静的なもの	19,110点				
2 動的なもの	64,350点				
K020 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	131,310点				
K053 骨悪性腫瘍手術					
1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点				
2 前腕、下腿	32,040点				
3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	22,010点				
注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。					
K076 鏡血的関節授動術					
1 肩、股、膝	38,890点				
2 胸鎖、肘、手、足	28,210点				
3 肩鎖、指（手、足）	10,150点				
K076-2 関節鏡下関節授動術					
1 肩、股、膝	46,660点				
2 胸鎖、肘、手、足	33,850点				
3 肩鎖、指（手、足）	10,150点				
K079 靭帯断裂形成手術					
1 十字靭帯	28,210点				
2 膝側副靭帯	18,810点				
3 指（手、足）その他の靭帯	16,350点				
K079-2 関節鏡下靭帯断裂形成手術					
1 十字靭帯	34,980点				
2 膝側副靭帯	17,280点				
3 指（手、足）その他の靭帯	18,250点				
4 内側膝蓋大腿靭帯	24,210点				
注 1 について、前十字靭帯及び後十字靭帯に対して一期的に形成術を実施した場合は、一期的両靭帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算する。					
K080-2 内反足手術	25,930点				
K082 人工関節置換術					
1 肩、股、膝	37,690点				
2 胸鎖、肘、手、足	28,210点				
3 肩鎖、指（手、足）	15,970点				
K106 母指化手術	35,610点				
K107 指移植手術	116,670点				
K109 神経血管柄移植術（手、足）	40,460点				
K136 脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	90,470点				
K151-2 広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	193,060点				
K154 機能的定位脳手術					
1 片側の場合	52,300点				
2 両側の場合	94,500点				
K154-2 顕微鏡使用によるてんかん手術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術）	131,630点				
K160 脳神経手術（開頭して行うもの）	37,620点				
K167 頭蓋内腫瘍摘出術	61,720点				
K169 頭蓋内腫瘍摘出術					
1 松果体部腫瘍	158,100点				
2 その他のもの	132,130点				
注 1 脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。					
2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タ					
ラボルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、18,000点を所定点数に加算する。					
K170 経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点				
K171 経鼻的下垂体腫瘍摘出術	87,200点				
K174 水頭症手術					
1 脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）	38,840点				
2 シャント手術	24,310点				
K174-2 髄液シャント抜去術	1,680点				
K175 脳動脈瘤被包術					
1 1箇所	82,020点				
2 2箇所以上	94,040点				
K176 脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）					
1 1箇所	82,730点				
2 2箇所以上	108,200点				
K177 脳動脈瘤頸部クリッピング					
1 1箇所	114,070点				
2 2箇所以上	128,400点				
注 1 開頭の部位数及び使用したクリップの個数にかかわらず、クリッピングを要する病変の箇所数に応じて算定する。					
2 ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。					
3 ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。					
K178 脳血管内手術					
1 1箇所	66,270点				
2 2箇所以上	84,800点				
3 脳血管内ステントを用いるもの	82,850点				
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。					
K178-2 経皮的脳血管形成術	39,780点				
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。					
K181 脳刺激装置植込術					
1 片側の場合	65,100点				
2 両側の場合	71,350点				
K190 脊髄刺激装置植込術					
1 脊髄刺激電極を留置した場合	24,200点				
2 ジェネレーターを留置した場合	16,100点				
注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する					
K190-2 脊髄刺激装置交換術	15,650点				
K204 涙嚢鼻腔吻合術	23,490点				
K229 眼窩内異物除去術（表在性）	8,240点				
K230 眼窩内異物除去術（深在性）					
1 視神経周囲、眼窩尖端	27,460点				
2 その他	14,960点				
K234 眼窩内腫瘍摘出術（表在性）	6,770点				
K235 眼窩内腫瘍摘出術（深在性）	45,230点				
K236 眼窩悪性腫瘍手術	51,940点				
K244 眼筋移動術	19,330点				
K259 角膜移植術	52,600点				
注 1 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。					

2	内皮移植による角膜移植を実施した場合は、内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加算する。	
K266	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	35,820点
K277-2	黄斑下手術	47,150点
K280	硝子体莖頭顕微鏡下離断術	
1	網膜付着組織を含むもの	38,950点
2	その他のもの	29,720点
K281	増殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K319	鼓室形成手術	
1	耳小骨温存術	34,660点
2	耳小骨再建術	51,330点
K322	経迷路の内耳道開放術	64,930点
K327	内耳窓閉鎖術	23,250点
K343	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	
1	切除	25,040点
2	全摘	49,690点
K376	上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K395	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	113,880点
K415	舌悪性腫瘍手術	
1	切除	26,410点
2	亜全摘	75,070点
K425	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点
K427-2	頬骨変形治療骨折矯正術	38,610点
K434	顔面多発骨折靭血の手術	39,700点
K442	上顎骨悪性腫瘍手術	
1	搔爬	9,160点
2	切除	34,420点
3	全摘	68,480点
K443	上顎骨形成術	
1	単純な場合	27,880点
2	複雑な場合及び2次の再建の場合	45,510点
3	骨移動を伴う場合	72,900点
注1	1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
2	3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K458	耳下腺悪性腫瘍手術	
1	切除	33,010点
2	全摘	44,020点
K462	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	22,880点
K484	胸壁悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
2	その他のもの	28,210点
K496	膈膿胸膜、胸膜肝胝切除術	
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K496-2	胸腔鏡下膈膿胸膜又は胸膜肝胝切除術	51,850点
K496-3	胸膜外肺剥皮術	
1	1肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K496-4	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	32,690点
K497	膿胸腔有茎筋肉弁充填術	38,610点
K497-2	膿胸腔有茎大網充填術	57,100点
K498	胸郭形成手術（膿胸手術の場合）	
1	肋骨切除を主とするもの	42,020点
2	胸膜肝胝切除を併施するもの	49,200点

K511	肺切除術	
1	楔状部分切除	27,520点
2	区域切除（1肺葉に満たないもの）	58,430点
3	肺葉切除	58,350点
4	複合切除（1肺葉を超えるもの）	64,850点
5	1側肺全摘	59,830点
6	気管支形成を伴う肺切除	76,230点
K514	肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,350点
2	区域切除	69,250点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
4	肺全摘	72,640点
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
6	気管支形成を伴う肺切除	80,460点
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	127,130点
9	胸膜肺全摘	92,000点
10	壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）	105,000点
注	9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。	
K514-2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,170点
2	区域切除	72,640点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
K518	気管支形成手術	
1	楔状切除術	64,030点
2	輪状切除術	66,010点
K519	先天性気管狭窄症手術	146,950点
K525	食道切除再建術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
K526	食道腫瘍摘出術	
2	開胸又は開腹手術によるもの	37,550点
3	腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50,250点
K527	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	
1	頸部食道の場合	47,530点
2	胸部食道の場合	56,950点
K529	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
2	胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
3	腹部の操作によるもの	69,840点
注1	有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
2	血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。	
K531	食道切除後2次の再建術	
1	皮弁形成によるもの	43,920点
2	消化管利用によるもの	64,300点
K537	食道裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	27,380点
2	経胸及び経腹	38,290点
K537-2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180点
K546	経皮的冠動脈形成術	
1	急性心筋梗塞に対するもの	36,000点
2	不安定狭心症に対するもの	22,000点
3	その他のもの	19,300点

注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K547	経皮的冠動脈粥腫切除術	28,280点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K549	経皮的冠動脈ステント留置術	
1	急性心筋梗塞に対するもの	34,380点
2	不安定狭心症に対するもの	24,380点
3	その他のもの	21,680点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K552	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
1	1 吻合のもの	71,570点
2	2 吻合以上のもの	89,250点
注	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K552-2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心臓を使用しないもの）	
1	1 吻合のもの	71,570点
2	2 吻合以上のもの	91,350点
注	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K594-2	肺静脈隔離術	72,230点
K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術	
1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760点
2	その他のもの	34,370点
注1	三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。	
2	磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
3	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K597	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	15,060点
2	経静脈電極の場合	9,520点
3	リードレスペースメーカーの場合	9,520点
K597-2	ペースメーカー交換術	4,000点
K645	骨盤内臓全摘術	120,980点
K677	胆管悪性腫瘍手術	
1	膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
2	膵頭十二指腸切除及び血行再建を伴うもの	104,800点
3	その他のもの	84,700点
K677-2	肝門部胆管悪性腫瘍手術	
1	血行再建あり	180,990点
2	血行再建なし	101,090点
K695	肝切除術（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）	
1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	38,040点
ロ	複数回の切除を要するもの	43,340点
2	亜区域切除	56,280点
3	外側区域切除	46,130点
4	1 区域切除（外側区域切除を除く。）	60,700点
5	2 区域切除	76,210点
6	3 区域切除以上のもの	97,050点
7	2 区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126,230点
注	区分番号K697-2に掲げる肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法又は区分番号K697-3に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を併せて実施した場合には、局所穿刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K695-2	腹腔鏡下肝切除術	
1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	58,680点
ロ	複数回の切除を要するもの	63,680点
2	外側区域切除	74,880点
3	亜区域切除	108,820点
4	1 区域切除（外側区域切除を除く。）	130,730点
5	2 区域切除	152,440点
6	3 区域切除以上のもの	174,090点
K702	膵体尾部腫瘍切除術	
1	膵尾部切除術の場合	
イ	脾同時切除の場合	24,000点
ロ	脾温存の場合	21,750点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	57,190点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	52,730点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870点
K703	膵頭部腫瘍切除術	
1	膵頭十二指腸切除術の場合	81,620点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合	86,810点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	86,810点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	131,230点
K703-2	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	
1	膵頭十二指腸切除術の場合	158,450点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	173,640点
K756	副腎悪性腫瘍手術（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）	47,020点
K764	経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む）	32,800点
K765	経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む）	33,040点
K779	移植用腎採取術（生体）	35,700点
注	腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K779-3	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	51,850点
注	腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K780	同種死体腎移植術	98,770点
注1	臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
2	腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K780-2	生体腎移植術	62,820点
注1	生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2	腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K801	膀胱単純摘除術	
1	腸管利用の尿路変更を行うもの	59,350点



2	その他のもの	51,510点
K803	膀胱悪性腫瘍手術（6経尿道的手術を除く。）	
1	切除	34,150点
2	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	66,890点
3	全摘（尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの）	80,160点
4	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	107,800点
5	全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）	110,600点
K818	尿道形成手術	
1	前部尿道	17,030点
2	後部尿道	37,700点
K819	尿道下裂形成手術	33,790点
K819-2	陰莖形成術	52,710点

K820	尿道上裂形成手術	39,000点
K843	前立腺悪性腫瘍手術	41,080点
K850	女子外性器悪性腫瘍手術	
1	切除	29,190点
2	皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合	63,200点
K857	腔壁悪性腫瘍手術	44,480点
K859	造腔術、腔閉鎖術（1拡張器利用によるものを除く。）	
2	遊離植皮によるもの	18,810点
3	腔断端挙上によるもの	28,210点
4	腸管形成によるもの	47,040点
5	筋皮弁移植によるもの	55,810点
K863-3	子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810点
K889	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	58,500点
K890-2	卵管鏡下卵管形成術	46,410点

## 《区分4 腹腔鏡下、胸腔鏡下の手術（通則5）》

K196-2	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	18,500点
K487	漏斗胸手術	
3	胸腔鏡によるもの	39,260点
K488-3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K488-4	胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K501-3	胸腔鏡下胸管結紮術（乳糜胸手術）	15,230点
K502-3	胸腔鏡下縦隔切開術	31,300点
K502-5	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術	58,950点
注	重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K504-2	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術	58,950点
K513	胸腔鏡下肺切除術	
1	肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）	39,830点
2	部分切除	45,300点
3	区域切除	72,600点
4	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	81,000点
K513-2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K513-3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K513-4	胸腔鏡下肺縫縮術	53,130点
K524-2	胸腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K524-3	腹腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K528-3	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320点
K529-2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1	頭部、胸部、腹部の操作によるもの	133,240点
2	胸部、腹部の操作によるもの	109,190点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
K529-3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	109,240点
K530-2	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500点
K532-3	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	49,800点
K534-3	胸腔鏡下（腹腔鏡下を含む。）横隔膜縫合術	31,990点
K539-3	胸腔鏡下心膜開窓術	16,540点
K627-2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（骨盤に限る。）	
3	骨盤	41,090点
注	1及び3については泌尿器がん（1については精巣がんに限る。）から、2については子宮体がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K633-2	腹腔鏡下ヘルニア手術	
1	腹壁瘻痕ヘルニア	16,520点

2	大腿ヘルニア	18,550点
3	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	13,820点
4	臍ヘルニア	11,420点
5	閉鎖孔ヘルニア	24,130点
K634	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	22,960点
K636-3	腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K636-4	腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K639-3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	23,040点
K642-2	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
K647-2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	23,940点
K649-2	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術	22,320点
K654-3	腹腔鏡下胃局所切除術	
1	内視鏡処置を併施するもの	28,500点
2	その他のもの	20,400点
K655-2	腹腔鏡下胃切除術	
1	単純切除術	45,470点
2	悪性腫瘍手術	64,120点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K655-5	腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1	単純切除術	54,010点
2	悪性腫瘍切除術	75,730点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K657-2	腹腔鏡下胃全摘術	
1	単純全摘術	64,740点
2	悪性腫瘍手術	83,090点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K659-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	30,570点
K660-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	34,100点
K662-2	腹腔鏡下胃腸吻合術	18,890点
K666-2	腹腔鏡下幽門形成術	17,060点
K667-2	腹腔鏡下噴門形成術	37,620点
K667-3	腹腔鏡下食道噴門部縫縮術	15,190点
K671-2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
1	胆嚢摘出を含むもの	39,890点
2	胆嚢摘出を含まないもの	33,610点

K672-2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	21,500点
K674-2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	110,000点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K692-2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28,210点
K710-2	腹腔鏡下脾固定術	30,070点
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	37,060点
K714-2	腹腔鏡下腸管癒着剥離術	20,650点
K715-2	腹腔鏡下腸重積症修復術	14,660点
K716-2	腹腔鏡下小腸切除術	
1	複雑なもの	37,380点
2	その他のもの	31,370点
K718-2	腹腔鏡下虫垂切除術	
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	13,760点
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの	22,050点
K719-2	腹腔鏡下結腸切除術	
1	小範囲切除、結腸半側切除	42,680点
2	全切除、亜全切除	59,510点
	注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。	
K719-3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510点
K719-6	腹腔鏡下全結腸・直腸切除・結腸直腸吻合術	75,690点
K725-2	腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	13,250点
K726-2	腹腔鏡下人工肛門造設術	16,700点
K729-3	腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310点
K732-2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。）	40,450点
K734-2	腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K735-3	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710点
K740-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術	
1	切除術	75,460点
2	低位前方切除術	83,930点
3	切断術	83,930点
	注 1及び2については、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。	
K742-2	腹腔鏡下直腸脱手術	30,810点
K751-3	腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）	70,140点
K754-2	腹腔鏡下副腎摘出術	40,100点
K755-2	腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）	47,030点
K756-2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51,120点
K769-2	腹腔鏡下腎部分切除術	43,930点

K770-2	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,850点
K770-3	腹腔鏡下腎嚢胞切除術	20,360点
K772-2	腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K773-2	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	64,720点
K778-2	腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K779-3	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	51,850点
	注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K802-5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	22,410点
K802-6	腹腔鏡下膀胱脱手術	41,160点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K804-2	腹腔鏡下尿管摘出術	22,030点
K809-3	腹腔鏡下膀胱内手術	39,280点
K823-4	腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K834-2	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	20,500点
K836-2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術	37,170点
K859-2	腹腔鏡下造腔術	38,690点
K863	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K872-2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37,620点
K876-2	腹腔鏡下子宮腔上部切断術	17,540点
K877-2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42,050点
K878-2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	28,130点
K886	子宮付属器癒着剥離術（両側）	
2	腹腔鏡によるもの	21,370点
K887	卵巣部分切除術（腔式を含む。）	
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-2	卵管結紮術（腔式を含む。）（両側）	
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-3	卵管口切開術	
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-4	腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術	24,130点
K888	子宮付属器腫瘍摘出術（両側）	
2	腹腔鏡によるもの	25,940点
K888-2	卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側）	
2	腹腔鏡によるもの	25,540点
K890-3	腹腔鏡下卵管形成術	46,410点
K912	異所性妊娠手術	
2	腹腔鏡によるもの	22,950点
K913-2	性腺摘出術	
2	腹腔鏡によるもの	18,590点

## 《その他の区分イ 乳児外科施設基準対象手術（通則6）》

K528	先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K528-3	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320点
K535	胸腹裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	29,560点
2	経胸及び経腹	39,040点
K570-4	経皮的肺動脈穿通・拡大術	35,080点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K583	大血管転位症手術	
1	心房内血流転換手術（マスタートド・セニング手術）	114,510点
2	大血管血流転換術（ジャテーン手術）	144,690点

3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点
4	ラステリ手術を伴うもの	154,330点
	注 4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K586	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
3	心室中隔造成術	181,350点
K587	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	179,310点
K684	先天性胆道閉鎖症手術	60,000点
K695	肝切除術	

1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	38,040点
ロ	複数回の切除を要するもの	43,340点
2	亜区域切除	56,280点
3	外側区域切除	46,130点
4	1区域切除（外側区域切除を除く。）	60,700点
5	2区域切除	76,210点
6	3区域切除以上のもの	97,050点
7	2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126,230点
注	区分番号K697-2に掲げる肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法又は	

区分番号K697-3に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を併せて実施した場合には、局所穿刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。

<b>K751</b>	<b>鎖肛手術（3及び4）</b>	
3	仙骨会陰式	35,270点
4	腹会陰、腹仙骨式	62,660点
<b>K751-2</b>	<b>仙尾部奇形腫手術</b>	46,950点
<b>K756</b>	<b>副腎悪性腫瘍手術</b>	47,020点
<b>K773</b>	<b>腎（尿管）悪性腫瘍手術</b>	42,770点

## 《その他の区分工 体外循環を要する手術（通則5）》

<b>K541</b>	<b>試験開心術</b>	24,700点
<b>K542</b>	<b>心腔内異物除去術</b>	39,270点
<b>K543</b>	<b>心房内血栓除去術</b>	39,270点
<b>K544</b>	<b>心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術</b>	
1	単独のもの	60,600点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	77,770点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	91,910点
<b>K551</b>	<b>冠動脈形成術（血栓内膜摘除）</b>	
1	1箇所のもの	76,550点
2	2箇所以上のもの	79,860点
<b>K553</b>	<b>心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）</b>	
1	単独のもの	63,390点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	80,060点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	100,200点
<b>K554</b>	<b>弁形成術</b>	
1	1弁のもの	79,860点
2	2弁のもの	93,170点
3	3弁のもの	106,480点
<b>K554-2</b>	<b>胸腔鏡下弁形成術</b>	
1	1弁のもの	109,860点
2	2弁のもの	123,170点
<b>K555</b>	<b>弁置換術</b>	
1	1弁のもの	85,500点
2	2弁のもの	100,200点
3	3弁のもの	114,510点
注	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K555-2</b>	<b>経カテーテル大動脈弁置換術</b>	
1	経心尖大動脈弁置換術	61,530点
2	経皮的な大動脈弁置換術	39,060点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
<b>K555-3</b>	<b>胸腔鏡下弁置換術</b>	
1	1弁のもの	115,500点
2	2弁のもの	130,200点
注	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K556</b>	<b>大動脈弁狭窄直視下切開術</b>	42,940点
<b>K557</b>	<b>大動脈弁上狭窄手術</b>	71,570点
<b>K557-2</b>	<b>大動脈弁下狭窄切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）</b>	78,260点

<b>K557-3</b>	<b>弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術</b>	157,840点
注	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K555弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K558</b>	<b>ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）</b>	192,920点
<b>K560</b>	<b>大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）</b>	
1	上行大動脈	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	148,860点
ニ	その他のもの	100,200点
2	弓部大動脈	114,510点
3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
4	下行大動脈	89,250点
5	胸腹部大動脈	249,750点
6	腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）	59,080点
7	腹部大動脈（その他のもの）	52,000点
注	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K555弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K560-2</b>	<b>オープン型ステントグラフト内挿術</b>	
1	弓部大動脈	114,510点
2	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
3	下行大動脈	89,250点
<b>K568</b>	<b>大動脈肺動脈中隔欠損症手術</b>	
1	単独のもの	80,840点
2	心内奇形手術を伴うもの	97,690点
<b>K570</b>	<b>肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術</b>	
1	肺動脈弁切開術（単独のもの）	35,750点
2	右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点
<b>K571</b>	<b>肺静脈還流異常症手術</b>	
1	部分肺静脈還流異常	50,970点
2	総肺静脈還流異常	



イ	心臓型	109,310点
ロ	その他のもの	129,310点
<b>K572</b>	<b>肺静脈形成術</b>	58,930点
<b>K573</b>	<b>心房中隔欠損作成術</b>	
1	経皮的心房中隔欠損作成術（ラッシュキンド法）	16,090点
2	心房中隔欠損作成術	36,900点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
<b>K574</b>	<b>心房中隔欠損閉鎖術</b>	
1	単独のもの	39,130点
2	肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
<b>K576</b>	<b>心室中隔欠損閉鎖術</b>	
1	単独のもの	52,320点
2	肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
3	大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
4	右室流出路形成を伴うもの	71,570点
<b>K577</b>	<b>バルサルバ洞動脈瘤手術</b>	
1	単独のもの	71,570点
2	大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
<b>K579</b>	<b>不完全型房室中隔欠損症手術</b>	
1	心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）	60,330点
2	心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
<b>K579-2</b>	<b>完全型房室中隔欠損症手術</b>	
1	心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350点
2	ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920点
<b>K580</b>	<b>ファロー四徴症手術</b>	
1	右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
2	末梢肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
<b>K582</b>	<b>両大血管右室起始症手術</b>	
1	単独のもの	85,880点
2	右室流出路形成を伴うもの	128,820点
3	心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシヒ・ビング奇形手術）	192,920点
<b>K583</b>	<b>大血管転位症手術</b>	
1	心房内血流転換手術（マスタートド・セニング手術）	114,510点
2	大血管血流転換術（ジャテーン手術）	144,690点
3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点

4	ラステリ手術を伴うもの	154,330点
注	4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K584</b>	<b>修正大血管転位症手術</b>	
1	心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790点
2	根治手術（ダブルスイッチ手術）	201,630点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K585</b>	<b>総動脈幹症手術</b>	143,860点
<b>K586</b>	<b>単心室症又は三尖弁閉鎖症手術</b>	
1	両方向性グレン手術	71,570点
2	フォンタン手術	85,880点
3	心室中隔造成術	181,350点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
<b>K587</b>	<b>左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）</b>	179,310点
<b>K588</b>	<b>冠動静脈瘻開胸的遮断術</b>	53,240点
<b>K589</b>	<b>冠動脈起始異常症手術</b>	85,880点
<b>K592</b>	<b>肺動脈血栓除去術</b>	48,880点
<b>K592-2</b>	<b>肺動脈血栓腔内膜摘除術</b>	135,040点
<b>K593</b>	<b>肺静脈血栓除去術</b>	39,270点
<b>K594</b>	<b>不整脈手術（4の「口」を除く。）</b>	
1	副伝導路切断術	89,250点
2	心室頻拍症手術	147,890点
3	メイズ手術	98,640点
4	左心耳閉鎖術	
イ	開胸手術によるもの	37,800点
注1	4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号K552、K552-2、K554、K555、K557からK557-3まで、K560及びK594の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。	

## 《主な略語》

Dr	医師
Ns	看護師
ME	臨床工学技士
PT	理学療法士
OT	作業療法士
ST	言語聴覚士
SW	社会福祉士
PSW	精神保健福祉士

ER	救命救急入院料
ICU	特定集中治療室管理料
HCU	ハイケアユニット入院医療管理料
SCU	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
GCU	新生児治療回復室入院医療管理料
NICU	新生児特定集中治療室管理料
MFICU	総合周産期集中治療室管理料